

2010年9月28日

郵便事業株式会社

郵便局株式会社

寄附金を内容とする郵便物の料金免除

郵便事業株式会社（東京都千代田区、代表取締役社長 鍋倉眞一）及び郵便局株式会社（東京都千代田区、代表取締役会長 古川治次）では、社会福祉を目的とする事業の活動を支援するため、社会福祉法人共同募金会にあてた寄附金を内容とする現金書留郵便物の料金を免除いたします。

1 取扱条件

寄付金を内容とする現金書留郵便物の料金免除の取扱条件は次のとおりです。

- (1) 内容品
現金
- (2) 取扱い
現金書留とするもの（現金書留以外の特殊取扱とすることはできません。）
- (3) 表示
表面の見やすい所に「寄附金用郵便」と記載されたもの

2 取扱窓口

郵便局（簡易郵便局を含みます。）及び郵便事業会社支店

※ 窓口によって取扱時間が異なりますので、最寄りの窓口にご確認ください。

3 取扱期間

- (1) 東京都共同募金会及び広島県共同募金会以外の共同募金会
平成22年10月1日（金）から平成22年12月31日（金）まで
- (2) 東京都共同募金会及び広島県共同募金会
平成22年10月1日（金）から平成23年3月31日（木）まで

4 送付先

[別紙](#)のとおり

以上